

# きそほうじん

発行所：(一社)木曽法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会

令和元年 11月発行

No. **91**  
2019 / NOV.

- 目次**
- ② 木曽税務署長 着任のごあいさつ
  - ③ 女性部日帰りバスツアー・女性部合同例会
  - ④～⑤ 税務署からのお知らせ
  - ⑥ 会員企業のご紹介
  - ⑦ 税務署からのお知らせ
  - ⑧～⑨ 税金Q & Aコーナー
  - ⑩ 県連青年部合同例会・木祖村支部女性部活動
  - ⑪ 自主点検チェックシート
  - ⑫ 事務局日誌・支部対抗親睦ゴルフ大会



## — 花馬祭り 令和元年 10月6日 —

花馬祭りは、南木曽町田立五宮神社のお祭りです。毎年10月第1日曜日に、豊作・安産・家内安全などの諸願成就を感謝して行われます。

花馬は3頭と決められ先頭馬には神が宿る神雛を、中馬には豊作を表わす菊を、後馬には南宮神社社紋の日月の幟を立て、そのまわりに五色の色紙によって稲穂を形取った竹を365本ほど差しまわしています。祭りの最後に、この花を奪い取って家に持ち帰り家の入口にさすと家内に疫病神が入らないといわれます。又、特に神雛を取った人には最大の幸福があると言われていたようです。観客は一斉に馬に飛びついて花を奪うそうです。



## 着任のごあいさつ

木曾税務署長 三井 浩



本年7月の人事異動で、高崎税務署の副署長から木曾税務署長を拝命しました三井と申します。

前任の大久保同様、よろしく願いいたします。

一般社団法人木曾法人会の皆様方には、日頃から、税務行政の円滑な運営に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜っており、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

木曾法人会は基本方針である「会員企業の健全な経営」、「正しい納税意識の高揚」、「地域社会貢献活動」に基づき、正しい税知識の普及、適正な申告納税制度の確立や納税道義の高揚を図るため、各種研修会の開催や税務コンプライアンスの向上にむけた「自主点検チェックシート」の活用推進などの活動を活発に展開され、会員企業や地域社会の発展にも多大な貢献をされておられます。

また、青年部においては、小学生に対する「租税教育用下敷」の贈呈、郡内中学生に対する「税金クイズ」の実施、女性部においては、「税の絵はがきコンクール」の実施など、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

これは、ひとえに大沢会長をはじめ、法人会各役員並びに各会員の皆様方一人ひとりが熱意を持って会活動に取り組まれた賜物であり、心から敬意を表する次第であります。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、社会経済のグローバル化、ICT・AIの進展で急速に変化しております。とりわけ消費税法の税制改正による消費税率の見直しと軽減税率制度の導入等、時代の変革期でもあります。

私ども国税当局は、こうした変化に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」との不変の使命を果たしていくこととしておりますが、これは、私どもの力のみではおのずと限りがあり、皆様方のお力添えが不可欠と考えております。

消費税におきましては、税率の10%への引上げと軽減税率制度が実施されました。私どもといたしましては、納税者の皆様が軽減税率制度を含む改正の内容や消費税の取組みを十分に理解し、自ら適正な申告・納税ができるよう、制度の円滑な実施に向けた周知・広報、相談に着手に取り組んでまいります。

「e-Taxの普及・拡大」につきましては、私ども国税当局におきましても、納税者の皆様の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、e-Taxをはじめとする税務行政のICT化の一層の進展に努めているところであります。

法人会の皆様方には、積極的なe-Taxの利用促進にご協力いただいているところですが、特に来年1月末が提出期限となる給与所得の源泉徴収票等の法定調書提出においてe-Taxの利用促進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今後とも木曾法人会の皆様と積極的に意見交換を行いながら、長年築いてまいりました信頼・協調関係を更に深め、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、更なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、木曾法人会の益々のご発展、会員企業の皆様の益々のご繁栄、会員の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。



## 魅惑の女性部バスツアー

3年に一度のお楽しみ、日帰りバスツアーに参加させて頂きました。

お天気がいまちハッキリとしなかったのですが、そこは女性部の奥様達のパワーで曇り空も吹き飛ばしてしまうかのようでした。

まずは、車内で消費税のお勉強。この場合は10%？8%？（後の散策及びショッピングに大いに役立ちました。）

そうこうしているうちに、バスは安房トンネルを抜け高山、「飛騨 大鍾乳洞」に到着。

展示館で、かつて大泥棒に盗まれ戻って来たという時価3億5000万円の金塊（元々は100kgが71.7kgに）を見て、いざ鍾乳洞へ。扉を開けると冷や〜と冷気が、しかし長い年月をかけ海のサンゴ（昔は海だった）などからできた石灰石が溶けて堆積して作られた鍾乳洞は、太古のロマンに溢れ、幻想的で神秘的な世界にただただウットリさせられました。そこは自然が作り出したモノ、階段あり、坂道ありのいい足の鍛錬になりました。

さて、お次はお楽しみのホテルバイキング。



集合写真



車内研修会



せんべい焼き体験

和洋様々数十種類の品々、デザート etc. 女子は大喜びの物ばかりでした。

お腹も心もいっぱいになったら、せんべい焼き体験。蓄積された脂肪も一緒にあぶり出し(?)しました。

その後、今となっては昔の昭和の時代が懐かしい高山昭和館、古い町並みの散策にお土産をどっさり買い、大満足で帰路につきました。

今回は最後に奈良井でお夕飯も頂き、“はちきれんばかり”のツアーでした。

## 女性部 県連合同例会に参加



女性部正副部長

今年の合同例会は、10月12日に襲来した大型台風19号の影響で一時開催を危ぶまれましたが、ホスト法人会である上田法人会女性部の皆様の熱意により予定通り開催の運びとなりました。

当日（18日）今にも雨が降りそうな中、上田へ出発。三才山を越え上田に近づくにつれ支流の川でも川岸に流木や草が引っ掛かり、道路は陥没し、千曲川では川岸がえぐられ橋が落ち、被害の様子を目の当たりにして、あらためて台風の脅威を実感したしだい。そんな様子を見ながら会場に到着。入り口では上田城から来た戦国武将姿の『お迎え隊』に出迎えられ講演会場へ。講師は元上田市職員で現在は民俗

学研究家の益子輝之氏。若い頃学んだという落語調の軽妙洒脱な語り口で「へーそうだったのか」と身近にありながら今まで知らなかった事を、上田の12か月に絡めて話され、大変勉強になりました。

最後になりましたが、被害にあわれた皆様にお見舞い申し上げるとともに、そんな大変な状況の中、手厚くおもてなししてくださった上田法人会女性部の皆様に御礼申し上げます。

余談ですが講演内容より豆知識…

節分の時「鬼は外」「福は内」って鬼を先に追い出してませんか？実は間違いなんですって。元々鬼も福も一緒に家に来るので、まず福に先に家に入ってもらって「福は内」、鬼には家の中に入ってもらいたくないので、そのまま外にいて下さいという意味で「鬼は外」と後から言うんだそうです。皆さん知ってました？



講演



武将出迎え

木曽税務署からのお知らせ

# 法定調書の 作成・提出は、<sup>イータックス</sup>e-Taxで!!



## ① eLTAX による提出

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用いただくと、市区町村に提出する給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に税務署に提出が必要な給与所得の源泉徴収票のe-Tax用のデータも同時に作成することができます。

同時に作成したデータは、eLTAXに一括して送信することで給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票についてはe-Taxで事業者の方の所轄税務署にそれぞれ提出されます。

（注）ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。

## ② e-Tax による提出

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して提出ができます。

詳しくは、e-Tax ホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）をご覧ください。

なお、e-Taxの利用に当たっては、Web上での入力により帳票の作成や提出ができるe-Taxソフト（WEB版）も提供しています。

e-Taxソフト（WEB版）については裏面をご覧ください。

## ③ 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することができます。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

## e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

なお、令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務の判定基準が「100枚以上」（現行：1,000枚以上）に引き下げられますのでご注意ください。

## 木曽税務署からのお知らせ

- 税務署からのお知らせ

**ID・パスワードを使えば、スマホでe-Taxができます！**

確定申告に便利な

# ID・パスワードを取得しよう！

## ID・パスワードとは

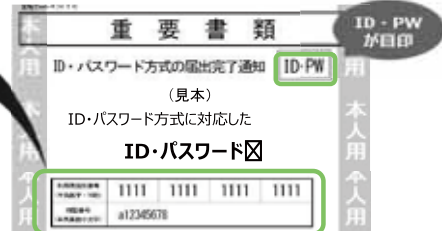
マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでなくても、

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

の入力のみでe-Taxで提出ができます！

※ 既に確定申告会場等で取得している方もいます。



## ID・パスワードでe-Taxすると

- 自宅等からパソコン・スマホでかんたん送信
- ICカードリーダーが不要
- 添付書類が提出不要（ご自宅で保管）

～スマホ申告のメリット～

- ・ スマホで見やすい専用画面で簡単作成！
- ・ 画面の案内に従い、ラクラク操作！



## ID・パスワードをご利用いただくためには

お近くの税務署で、**令和元年12月頃までに**

## **ID・パスワードの取得**をお願いします！

- ※ 申告者ご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ※ お手続は、約5分で終了します。

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

**木曾町支部** 株式会社 まちづくり木曾福島 代表取締役 奥村 浩

【事務局】

〒397-0001

長野県木曾郡木曾町福島 5084

TEL 0264-22-2766

FAX 0264-22-2706

【肥田亭店舗】

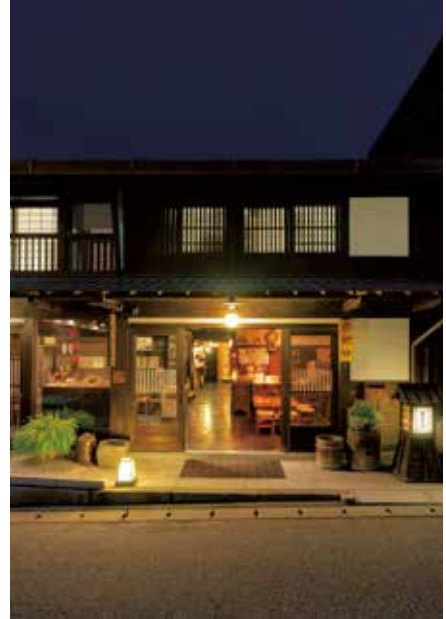
〒397-0001

長野県木曾郡木曾町福島 5248

TEL・FAX

0264-24-2480

古民家を改装した和食レストラン「和庵 肥田亭」を運営しています。観光地でありながら地元のお客様も多いのが特徴。良質な料理と丁寧なサービスで高い評価を頂いており、去年は県から「食育発信・3つの星レストラン」に認定されました。ただいま、例年好評のおせち料理や忘新年会のご予約受付中。ベテランの店長と若手スタッフ達がお待ちしております。



会 員 企 業 の ご 紹 介

**大桑村支部** 有限会社 おんたけ食堂 代表取締役 下原 実



【手打ちそば おんたけ】

〒399-5504

長野県木曾郡大桑村野尻 3081-277

TEL 0264-55-2205

ホームページ：<http://teuchisoba-ontake.jp/>

先々代から大衆食堂としてオープンし、現在の『手打ちそばおんたけ』と合わせておかげさまで昨年創業50周年を迎えることができました。大衆食堂の時のメニューの一つであった先々代の出身地である開田高原の家庭の「手打ちそば」が評判となり、先代の時に手打ちそば専門店となりました。現在、蕎麦粉は木曾郡産で使う分だけを自家製粉し、【挽き立て・打ち立て・茹で立て】の三立のおそばをご提供しております。また、濃厚な蕎麦湯、揚げたてサクサクな天ぷらもご好評

いただいております。

先々代、先代からの味を守りつつ更にお客様に喜んでいただけるように進化していかなければならないと感じております。



長野県中信県税事務所からのお知らせ

## eLTAX 地方税共通納税システムとは

### ご利用方法

**STEP 1** 利用届出  
eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。(提出済の方は不要)

**STEP 2** 電子申告  
PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。

**STEP 3** 納付情報入力  
納付する税金の種類や納付先などの情報を入力、またはCSVファイルの取り込みを行います。

**STEP 4** 納付方法選択  
インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選択することができます。

**STEP 5** 納税  
取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引落しされます。(即時または指定した日)

### よくあるご質問 Q & A

**Q** 地方税共通納税システムとは?

**A** 全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

**Q** 地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?

**A** 税金の種類は次のとおりです。  
①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)

**Q** ダイレクト納付とは?

**A** 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場面にも便利です。

**Q** 利用できる金融機関は?

**A** 各銀行、信用金庫、信用組合など、多くの金融機関でご利用いただけます。(地方公共団体の指定する金融機関に限りません。)

**Q** 取扱いできる金融機関は?

**A** 各銀行、信用金庫、信用組合など、多くの金融機関でご利用いただけます。(地方公共団体の指定する金融機関に限りません。)

**Q** 電子納税した場合、領収書は発行されますか?

**A** 紙の領収書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください <https://www.eltax.lta.go.jp/>

2019年10月  
から

# 地方税 共通納税システム スタート!!

詳しくはホームページをご覧ください。  
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電子納税で  
納付事務の  
負担軽減!!

金融機関  
窓口等へ  
お出かけ  
不要!!

手数料  
無料!!  
0円

ダイレクト  
納付が  
できます!!

全地方  
公共団体へ  
電子納税  
ができます!!

納税者のみ  
なまに  
朗報です!

エルタックス

**LTA** 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY

# 税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q&Aコーナー」第31弾は、消費税の軽減税率制度について、個別事例を説明します。

## Q1 (屋台等での飲食料品の提供)

屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等での飲食料品の提供は、軽減税率の適用となりますか。また、テーブル、椅子などを設置せずに行う縁日などにおける屋台のお好み焼きや焼きそばの販売は、消費税の軽減税率の適用対象となりますか。

**A** 軽減税率の適用対象とならない「食事の提供」とは、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供をいい、「飲食設備」とは、テーブル、椅子、カウンター等その他の飲食に用いられる設備をいいます（改正法附則34①ーイ、軽減通達8）。

屋台のおでん屋やラーメン屋、フードイベント等で、テーブル、椅子、カウンター等の飲食設備で飲食させている場合は、軽減税率の適用対象とはなりません。

ここでいう飲食設備は、飲食のための専用設備である必要はなく、また、飲食料品の提供を行う者と飲食設備を設置又は管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なる場合であっても飲食料品の提供を行う者と設備設置者との間の合意等に基づき、当該飲食設備を飲食料品の提供を行う者の顧客に利用させることとしているときは、「飲食設備」に該当します（軽減通達9）。

そのため、屋台を営む事業者が、

- ① 自らテーブル、椅子、カウンター等を設置している場合
- ② 自らは設置していないが、例えば、設備設置者から使用許可等を受けている場合

は、軽減税率の適用対象となりません。

一方、

- ③ テーブル、椅子、カウンター等がない場合
- ④ テーブル、椅子、カウンター等はあるが、例えば、公園などの公共のベンチ等で特段の使用許可をとっておらず、顧客が使用することもあるがその他の者も自由に使用している場合

は、軽減税率の適用対象となります。



## Q2 (電子版の新聞)

インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか。

**A** 軽減税率の適用対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（1週に2回以上発行する新聞に限ります。）の定期購読契約に基づく譲渡をいいます（改正法附則34①二）。

他方、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しないことから、軽減税率の適用対象とはなりません（消法2①八の三）。

今回の個別事例は、国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度に関するQ&A（個別事例編）（平成28年4月）（令和元年7月改訂）」から出題しました。

その他詳しい情報については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談については「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けておりますのでご利用ください。

## 軽減コールセンター (消費税軽減税率電話相談センター)

**0 1 2 0 - 2 0 5 - 5 5 3**

**【受付時間】 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝除く※)**

※令和元年11月・12月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

軽減税率が適用  
される品目が  
知りたい方

➡ 「1」

帳簿・請求書など  
の書き方が  
知りたい方

➡ 「2」

その他の軽減税率制度  
について  
知りたい方

➡ 「3」

## 県連「青年部合同例会」に参加して

木曾法人会 青年部部长 原 俊之

まず初めに長野県また各地域において台風19号また未曾有の雨量により東北信を中心に被災されまたお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げるとともに一刻も早い災害復旧がされること切に願ってお見舞い申し上げます。

さて今年度より木曾法人会青年部長を務めることとなり初仕事みたいな感じでしたが飯田にて県連青年部合同例会が90名ほどの参加で「飯田シルクホテル」にて盛大に開催されました。木曾からは私を含む3名で参加させていただきました。

例会では皆様ご存知の下伊那郡下條村出身の峰竜太氏をお招きしご講演をいただきました。芸能人だけあっておもしろおかしく非常にテンポの良い話し方で「私を支えてくれた人々と故郷のすばらしさ」を語っていただいたわけですが高校を卒業する前に上京したとの事。峰竜太という芸名が付いたのがアルプス連峰の【峰】・天竜川の【竜】・天竜川がたどり着く太平洋の【太】、と説明していただきました。

また奥さんでもある海老名みどりさんは今回移動中の名古屋駅で転んで目の周りを縫合するケガまでしたとか…あのみどりさんがですよ！って感じで笑いを誘っておりました。今日は実家にも泊まらず名古屋の病院へ講演終了後向かわれたそうです。

ここから我々は知る由もない芸能界の厳しさのお話の中で和田アキ子さんの話は尽きませんでした。私たちがからしてみればこの方に認められるなんて相当の努力をされてるんだなど。今回生講演

を聞く中でやっぱり峰さんて芸能人素質を持たれてるのと感じました。ましてや石原プロにも所属してたぐらいですから。なんだか講演会の中身ばかりつぶってしまったんですが峰さんはどれだけの苦勞をされたかわかりませんがご自身も出会った方々から多くを学ばれたに間違いございません。

でもこれって当たり前かもしれませんが我々の商いもどこでどんなきっかけで出会うか計り知れないと感じています。この合同例会で集まった青年部の皆様も企業の若い代表者でもあります。私自身皆さんに出会えたことは感謝したいと思います。お陰様で、懇親会・2次会の宴また翌日のゴルフコンペは大盛り上がりでした。

最後に今回全国の青年の集いが大分県で開催されますが松本法人会青年部租税教育プレゼンテーション是非とも頑張ってください。長野県青年部各単会で応援に参りますので、いよいよ木曾法人会青年部でも租税教室が始まろうとしています。参考にさせていただきたいと思います。



木祖村支部  
女性部

## 観葉植物とカラーサンドでカラフルに



木祖村支部女性部グラスサンドアート講習会が、10月24日に木祖村木工文化センターで開催されました。

毎年、どんなものを手作りするのか楽しみに参加させていただいている講習会。今年は、お店や事務所のインテリアになる、観葉植物とカラー

サンドを使った講習会が行われました。観葉植物なので、長く飾っておくことも出来ます。

今回は、講師の先生ではなく、講師はユーチューブの動画。みんな作り方の動画を見て、どんな模様にしようか考えていました。

そして作業開始、思い思いにいろんなカラーサンドをグラスに入れていきました。いちど入れたら砂は戻せないの、皆さん慎重に入れていました。観葉植物を真ん中に入れたら出来上がり。砂なので砂の入れ加減などで模様は変化します。同じ物は作れない世界に一つだけのアート作品となりました。

今年も、木祖村の文化祭に出来上がった作品を出展しました。

事務局 記

マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



一般社団法人 木曾法人会

電話番号0264-22-4243

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kiso/>

## 7月

- 11日 県連 青年部連絡協議会 (松本市)
- 12日 大型保障制度特別推進会議 (松本市)
- 16日 拡大厚生委員会 (駅前つたや)
- 25日 県連 総務委員会 (長野市)
- 29日 女性部正副部長会 (上松町)

## 9月

- 2日 研修委員会 (木曾町文化交流センター)  
理事会 (岩屋本店)
- 5日～6日  
県連事務局女性職員研修会 (木曾町開田)



(株)木曾駒マイクロ工場見学  
(9月6日)

- 10日 法人税・消費税決算説明会  
(木曾町文化交流センター)
- 17日 租税教育担当者研修会 (木曾合庁)
- 18日 青年部正副部長会 (法人会事務所)
- 25日 県連 厚生委員会 (松本市)

# 事務局日誌

## 8月

- 26日 県連 事務局長会議 (松本市)
- 27日 県連 組織委員会 (阿智村)  
局連法人会長総会・研修会  
(さいたま市)

## 10月

- 2日 女性部研修会日帰りバスツアー (高山市)



日帰りバスツアー 飛騨大鍾乳洞にて  
(10月2日)

- 7日 支部事務局担当職員連絡会議  
(くるまや本店)
- 10日 組織委員会 (法人会事務所)
- 15日 支部対抗会員親睦ゴルフ大会  
(木曾駒C. C)
- 18日 県連女性部合同例会 (上田市)
- 23日 広報委員会 (法人会事務所)
- 24日 木祖村支部女性部カラーサンドアート講習会 (木祖村商工会館)

## ◆ 支部対抗親睦ゴルフ大会開催 ◆ — 南木曾支部チーム優勝 —

支部対抗ゴルフ大会が10月15日木曾駒高原C.Cで開催されました。  
当日は、天気もよく芝生のグリーンと空の青さがとてもきれいなゴルフ日和となりました。  
上位3位までの成績で競う支部対抗に5支部と保険会社の6チーム、21名が参加され、熱戦が繰り広げられました。



### 【支部対抗順位】

- 優勝 南木曾支部
- 準優勝 上松町支部
- 第3位 木祖村支部

### 【個人戦順位】

- 優勝 酒井高男さん  
(有)ヤマイチ小椋ロクロ工芸所
- 準優勝 青木弘和さん  
(有)アララギ青木商会
- 第3位 高橋忠久さん  
(株)源

### ベストグロス

- 木村左右和さん  
(IN 42・OUT 47 GROSS 89)